令和3年度第1回滋賀県環境審議会廃棄物部会会議概要

1. 開催日時

令和4年3月23日(水) 10:30~12:00

2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム

3. 出席委員

芝原委員、関根委員(代理:田代氏)、東川委員(代理:森本委員)、橋本委員、 樋口委員、松四委員、南村委員、吉原委員、和田委員(50音順)

4. 議事概要

議題(1)滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況ついて (報告)

・ 事務局から資料に基づき説明

(委員)

プラ新法施行後、県や市町の対応はどのような方向性になるのか。業界で取組を進めているが、大きく前進しているようには感じていない。

(事務局)

・ 市町については4月から廃プラスチック製品の一括回収を進めていくこととなる。 昨年 12 月に滋賀県廃棄物適正管理協議会の場で一括回収の取組について勉強会を 開催し、仙台市のモデル事業について御講演をしていただいた。その後、各市町に おいて検討されているが、具体的な取組について現時点では把握できていないので、 次回の協議会の場などで市町の状況を把握したいと考えている。

事業者における特定プラスチック使用製品 12 品目の使用抑制等について、「買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の場で小売事業者等に意見を伺ったところ、代替製品に切り替える等の検討をしているが、周りの状況を見ながら実施していくとのことであった。

(委員)

・ 市町から設備をどのようにすべきかなどの相談はないか。また、そういったこと に関する取組はあるのか。

(事務局)

現時点ではない。

(委員)

① 「しがプラスチックごみ削減行動宣言」は、実効性についてどのように担保し

て宣言に参加してもらうことを想定しているのか。

② 最終処分量の中で、製造業において特定の分野が増えているなどの内訳がわかれば教えてほしい。

(事務局)

① 「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の具体的な取組として、一つはレジ袋に関しての取組は必ず盛り込んでいただくこととしている。二つ目は、ワンウェイプラスチックを減らす取組として、プラ新法で規制のかかる 12 品目について使用の合理化を図ることを検討していただき可能な範囲で取り組むものを記載していただき宣言していただくことで実効性を担保していく。3 つ目は、CO 2 削減に繋がる代替プラの使用や木のストローを使うなどの、使用の合理化以外の取組についても記載していただき、環境負荷を削減していくという宣言にしたい。

ただし、(一つ目のレジ袋削減については最低目標の設定は必須であるが、二つ目および三つ目の事項に関しては、)最低ラインのようなものは設けずに可能な範囲で実行できるものを検討していいたくことを想定している。また、広く参加いただける取組も併せて実施していきたいと考えている。

宣言の時期については、来年度中に内容を検討していただき、県でとりまとめの 上、県民に周知したいと考えている。

② 製造業の最終処分量の増加傾向の原因については、詳細な内訳について現時点で把握していない。

(委員)

・ プラ新法の中で設計についての記載もある。滋賀県は製造業が多いので、そこで の取組も記載していただいたらいいのではないかと思う。

(委員)

① 産業廃棄物の発生量等の増加の要因として好景気とのことであるが、景気がよくなることでごみの排出量が増えることが当然という考え方は根本的な問題の解決にならないので、デカップリングすることを考える必要があるのでないか。

また、サーキュラエコノミーについて学習する機会を設けることは検討されているか。

② コロナ終息後インバウンド需要が復活した際に、「GSTC」(持続可能なツーリズム基準)に応じた取組を行っているかについて海外から注目されることになると思うので、その点について調べて取り組んでいただきたい。

(事務局)

① ご指摘のとおり、好景気によってごみが増加してもよいというものではないと思う。リサイクルの取組や設計段階からリサイクルしやすい製品へ見直すなどの取組を進めていただく必要があると考えている。

サーキュラエコノミーについての学習の機会については、今のところ予定してないが、今後検討していく必要があると考えている。

② 滋賀県の旅行業での取組について、「滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合」と意見交換をしており、県としての支援や共同での取組について検討していきたいと考えている。

(委員)

・ 一般廃棄物の「1人1日当たりごみ排出量」の第五次計画での目標は「804」で第 四次計画の目標「820」から減少しているのに対して、「1人1日当たり最終処分量」 は「82」から変更がないのはどのような理由か。

(事務局)

・ これまでの実績を踏まえて平均値を出したものがベースになっているが、詳細の 内訳は本日持ち合わせていない。人口の増加も関係している。

(委員)

・ 施策の取組状況で評価が「△」となっている「産業廃棄物最終処分場の方向性」について、産廃の処理責任は排出者にあるが、安定的な処分を維持するためには行政からの指導がないと不法投棄や産廃の混じった残土の発生に繋がる。クリーンセンターが令和5年に埋立終了することを考えると、令和4年中に評価を「◎」にしていただき、令和5年度から実施していただきたいが、令和4年にそこまでたどり着くための方法論を教えていただきたい。

(事務局)

・ クリーンセンターが令和 5 年 10 月に埋立終了予定のため、終了するまでに一定の 方向性を検討する。現在は、他府県や関係機関の情報収集を行い、どのような形で 進めていくことがいいのか検討しているところ。

まずは最終処分量が減少することが理想であるが、すぐにそのような取組を行うことは困難なため、関係事業者等と意見交換を行い、できるところからどのような取組や支援ができるのか検討していきたい。

(委員)

どのあたりまで進めば評価が「◎」になるのかあらかじめ決めたうえで、検討していただくといいかと思う。

議題(2) 旧RD最終処分場問題の解決に向けた取組状況について(報告)

・ 事務局から資料に基づき説明

(委員)

・ アーカイブの作成については、環境に携わるものにとって手本となり、多くのこ

とを学ぶことができる有意義な取組だと思うので期待している。

(事務局)

・ 同じ事案を繰り返さないため、地元住民の皆様とともにアーカイブを作り上げて いきたいと考えているので、今度ともアドバイス等をお願いしたい。

議題(3)大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

・ 事務局から資料に基づき説明

以上